報 告 事 項 1
説　明　資　料

令 和 元 年 7 月 1 日
第 221 回都市計画審議会

生産緑地地区の都市計画変更の原案について

区は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）に基づき、計画的に保全する必要のある農地等を、生産緑地地区として都市計画決定している。

生産緑地制度を有効に活用した農地の保全を進めるため、毎年度新たに指定を希望するものを募り、追加の都市計画変更を行っている。あわせて、買取りの申出により建築等の行為制限が解除された生産緑地地区および公共施設用地として取得された生産緑地地区については､削除の都市計画変更を行っている。

生産緑地地区の都市計画変更の原案を以下のとおり作成し、手続を進める。

1　都市計画の変更内容

（1）削除

平成 30 年 1 月から 12 月までの間の買取り申出により行為制限が解除となった地区および公共施設用地に転用された地区を削除する。

・行為制限の解除	2.210 ha	17 件
・公共施設転用	0.209 ha	6 件
合計	2.419 ha	23 件

（2）追加

平成 31 年 1 月までに農業委員会に追加指定の申出があり、平成 31 年 3 月までに練馬区に追加指定の申請のあった地区を追加する。

・既存の生産緑地地区に隣接するもの	0.457 ha	11 件
・新たに定めるもの	1.011 ha	8 件
合計	1.468 ha	19 件

※今回新たに新制度が適用となる生産緑地地区

・300 ㎡以上 500 ㎡未満のもの	0.081 ha	2件
・一団のものの区域の緩和要件が適用されるもの	0.016 ha	1件

（3）変更後の生産緑地地区面積　177.81 ha　650 件

（変更前　178.72 ha　651 件）

2　今後の予定

令和元年	7月 1 日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
	7月 11 日	～ 8月1日 都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
	8月 8 日	都市計画原案に係る公聴会（公述の申出があった場合）
	8月	東京都知事協議手続
	9月	案の公告・縦覧、意見書受付(～２週間)
	10 月	練馬区都市計画審議会へ付議
	11 月	都市計画変更・告示

3　周知方法

都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付については、区報７月 11 日号、区ホームページに掲載する。

4　添付資料

都市計画の原案の理由書	P 3
計画書	P 4～8
総括図	P 9
変更箇所一覧表	P 11
計画図	P 12～29
生産緑地法等に関する参考資料	P 31～32
特定生産緑地指定スケジュール	P 33

都市計画の原案の理由書

1　種類・名称

東京都市計画生産緑地地区

2　理由

練馬区は、平成３年の生産緑地法の一部改正を受け、平成４年に区内の農地（約 242ha）を生産緑地地区に指定した。さらに、都市における農地等の計画的・永続的な保全を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として、積極的に生産緑地地区の追加指定を行ってきたところである。

平成 27 年 12 月に改定した練馬区都市計画マスタープランにおいては、区の特徴である農を活かして練馬の原風景である貴重な農の空間を残しながら、調和のとれた市街地の形成を進めていくこととし、農とともにあるまちづくりを目指している。

国は、平成 27 年に都市農業振興基本法を制定し、都市農地は、宅地化すべきものから都市にあるべきものへと大きく位置づけが転換された。練馬区は、都市農業の発展と農地保全に向け、さらなる農地制度や税制度の改正を国に求めた結果、平成 29 年６月には生産緑地法の一部改正を含む「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行され、生産緑地地区の指定規模の下限面積や建築行為制限の緩和等が規定されたことから、生産緑地地区の下限面積を 300㎡とする「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定した。

また、国の都市計画運用指針の改正を受け、おおむね 500mの範囲内に存するおおむね 100 ㎡以上の複数の農地等を一団のものとする規定を設けた「練馬区生産緑地地区の指定に関する規則」を制定した。

これらの新たな法制度を最大限に生かし、都市農業の振興および都市農地の保全に取り組むことを、平成 31 年３月に策定した第２次みどりの風吹くまちビジョンにおいても掲げているところである。

今回、新たな制度に適合する農地を含め、市街化区域内において適正に管理されている農地等 19 件を、良好な都市環境の形成に資するものとして、生産緑地地区に追加指定する。また、生産緑地法に基づく買取りの申出による行為制限の解除等のあった 23 件の削除を行う。

これにより生産緑地地区の面積を 177.81ha とする都市計画変更を行うものである。

東京都市計画生産緑地地区の変更（練馬区決定）（原案）

都市計画生産緑地地区をつぎのように変更する。

第１　種類および面積

種　　類	面　　積
生産緑地地区	177.81ha

第２　削除のみを行う位置および区域

名　　称		位　　置	削除面積	備　　考
番　号	地　区　名			
157	高　　松	練馬区 高松六丁目地内	約　　40　㎡	地区の一部
303	谷　　原	練馬区 谷原三丁目地内	1,220	地区の全部
341	石 神 井 町	練馬区 石神井町二丁目地内	4,970	地区の一部
357	石 神 井 台	練馬区 石神井台二丁目地内	10	地区の一部
391	石 神 井 台	練馬区 石神井台六丁目地内	530	地区の一部
414	下 石 神 井	練馬区 下石神井五丁目地内	1,100	地区の一部
416	下 石 神 井	練馬区 下石神井五丁目地内	800	地区の全部
419	下 石 神 井	練馬区 下石神井六丁目地内	1,330	地区の全部
430	東　大　泉	練馬区 東大泉六丁目地内	20	地区の一部
434	東　大　泉	練馬区 東大泉六丁目地内	1,410	地区の一部
445	東　大　泉	練馬区 東大泉七丁目地内	1,360	地区の全部
465	西　大　泉	練馬区 西大泉二丁目地内	960	地区の一部
514	南　大　泉	練馬区 南大泉一丁目地内	10	地区の一部
553	南　大　泉	練馬区 南大泉五丁目地内	490	地区の一部
655	大泉学園町	練馬区 大泉学園町三丁目地内	1,830	地区の全部
691	大泉学園町	練馬区 大泉学園町五丁目地内	20	地区の一部
745	立　野　町	練馬区 立野町地内	1,280	地区の一部
746	立　野　町	練馬区 立野町地内	500	地区の全部
846	土　支　田	練馬区 土支田二丁目地内	1,210	地区の一部
861	大泉学園町	練馬区 大泉学園町二丁目地内	520	地区の全部
873	西　大　泉	練馬区 西大泉三丁目地内	520	地区の全部

879	平　和　台	練馬区 平和台三丁目地内	1,320	地区の全部
計	22　件		約　21,450　㎡	

「区域は計画図表示のとおり」

理　由

公共施設等の用地に供され、または買取り申出に伴い行為制限が解除されたことにより、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部または全部を削除する。

第３　追加のみを行う位置および区域

名　称		位　置	追加面積	備　考
番　号	地　区　名			
62	平　和　台	練馬区 平和台四丁目地内	約　290　㎡	地区の一部
99	春　日　町	練馬区 春日町四丁目地内	320	地区の一部
124	高　松	練馬区 高松二丁目地内	140	地区の一部
125	高　松	練馬区 高松二丁目地内	160	地区の一部
130	高　松	練馬区 高松三丁目地内	1,920	地区の一部
198	田　柄	練馬区 田柄四丁目地内	70	地区の一部
312	谷　原	練馬区 谷原五丁目地内	380	地区の一部
482	西　大　泉	練馬区 西大泉四丁目地内	500	地区の一部
629	大泉学園町	練馬区 大泉学園町二丁目地内	510	地区の一部
633	大泉学園町	練馬区 大泉学園町二丁目地内	240	地区の一部
889	田　柄	練馬区 田柄四丁目地内	1,170	地区の全部
890	西　大　泉	練馬区 西大泉三丁目地内	470	地区の全部
891	大泉学園町	練馬区 大泉学園町二丁目地内	610	地区の全部
892	関　町　南	練馬区 関町南三丁目地内	2,830	地区の全部
893	関　町　南	練馬区 関町南三丁目地内	2,240	地区の全部
894	上 石 神 井	練馬区 上石神井二丁目地内	780	地区の全部
895	上 石 神 井	練馬区 上石神井二丁目地内	770	地区の全部
896	上 石 神 井	練馬区 上石神井三丁目地内	1,240	地区の全部
計	18　件		約　14,640　㎡	

「区域は計画図表示のとおり」

理　由

農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定する。

第４　削除して追加を行う位置および区域

名　　称		位　　置	削除面積	備　　考
番　号	地　区　名		追加面積	
197	田　　柄	練馬区 田柄四丁目地内	約　2,740　㎡	地区の一部
			40	地区の一部

「区域は計画図表示のとおり」

理　由

買取り申出に伴い行為制限が解除されたことにより、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除し、農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定する。

新旧対照表

番号	変更前	位　置	変更内訳		変更後	摘　要
	面　積		削　除	追　加	面　積	
62	約　1,590　㎡	平和台四丁目地内	約　　㎡	約　290 ㎡	約　1,880　㎡	一部追加
99	2,140	春日町四丁目地内		320	2,490	30㎡精査増 一部追加
124	5,680	高松二丁目地内		140	5,820	一部追加
125	1,100	高松二丁目地内		160	1,260	一部追加
130	5,200	高松三丁目地内		1,920	7,120	一部追加
157	860	高松六丁目地内	40		820	一部削除
197	5,700	田柄四丁目地内	2,740	40	3,320	320㎡精査増 一部削除・一部追加
198	650	田柄四丁目地内		70	720	一部追加
303	1,220	谷原三丁目地内	1,220		0	全部削除
312	7,750	谷原五丁目地内		380	8,130	一部追加
340	3,910	石神井町二丁目地内			3,900	10㎡精査減
341	5,460	石神井町二丁目地内	4,970		630	140㎡精査増 一部削除
357	3,120	石神井台二丁目地内	10		3,090	20㎡精査減 一部削除
391	1,940	石神井台六丁目地内	530		1,420	10㎡精査増 一部削除
414	1,910	下石神井五丁目地内	1,100		900	90㎡精査増 一部削除
416	690	下石神井五丁目地内	800		0	110㎡精査増 全部削除
419	1,330	下石神井六丁目地内	1,330		0	全部削除
430	5,470	東大泉六丁目地内	20		5,420	30㎡精査減 一部削除
434	9,760	東大泉六丁目地内	1,410		8,100	250㎡精査減 一部削除
445	1,360	東大泉七丁目地内	1,360		0	全部削除
465	2,200	西大泉二丁目地内	960		1,240	一部削除
482	6,360	西大泉四丁目地内		500	6,860	一部追加
514	4,080	南大泉一丁目地内	10		4,080	10㎡精査増 一部削除
539	8,110	南大泉三丁目地内			8,220	110㎡精査増
553	830	南大泉五丁目地内	490		340	一部削除
598	1,970	大泉町二丁目地内			2,040	70㎡精査増
601	2,340	大泉町三丁目地内			2,440	100㎡精査増
628	1,460	大泉学園町二丁目地内			1,400	60㎡精査減
629	2,650	大泉学園町二丁目地内		510	3,160	一部追加
633	5,310	大泉学園町二丁目地内		240	5,550	一部追加
655	1,830	大泉学園町三丁目地内	1,830		0	全部削除
691	4,990	大泉学園町五丁目地内	20		4,970	一部削除
745	5,850	立野町地内	1,280		4,540	30㎡精査減 一部削除
746	500	立野町地内	500		0	全部削除

番号	変更前	位　置	変更内訳		変更後	摘　要
	面　積		削　除	追　加	面　積	
748	2,010	立野町地内			1,780	230㎡精査減
846	2,140	土支田二丁目地内	1,210		930	一部削除
861	520	大泉学園町二丁目地内	520		0	全部削除
873	520	西大泉三丁目地内	520		0	全部削除
875	880	大泉町二丁目地内			900	20㎡精査増
879	1,320	平和台三丁目地内	1,320		0	全部削除
889	0	田柄四丁目地内		1,170	1,170	全部追加
890	0	西大泉三丁目地内		470	470	全部追加
891	0	大泉学園町二丁目地内		610	610	全部追加
892	0	関町南三丁目地内		2,830	2,830	全部追加
893	0	関町南三丁目地内		2,240	2,240	全部追加
894	0	上石神井二丁目地内		780	780	全部追加
895	0	上石神井二丁目地内		770	770	全部追加
896	0	上石神井三丁目地内		1,240	1,240	全部追加
計	122,710 ㎡		24,190 ㎡	14,680 ㎡	113,580 ㎡	
変更のない地区	計 611 件 計 1,664,500 ㎡				計 611 件 計 1,664,500 ㎡	みなし計 7,340 ㎡
計	651 件 1,787,210 ㎡				650 件 1,778,080 ㎡	精査増 380 ㎡ → 177.81 ha

変更概要

種　　類	変　更　事　項
生　産　緑　地　地　区	1　位置の変更　（新旧対照表のとおり） 2　区域の変更　（計画図のとおり） 3　面積の変更　651件 → 650件 約178.72ha → 約177.81ha

東京都市計画生産緑地地区総括図

(原案)

練馬区

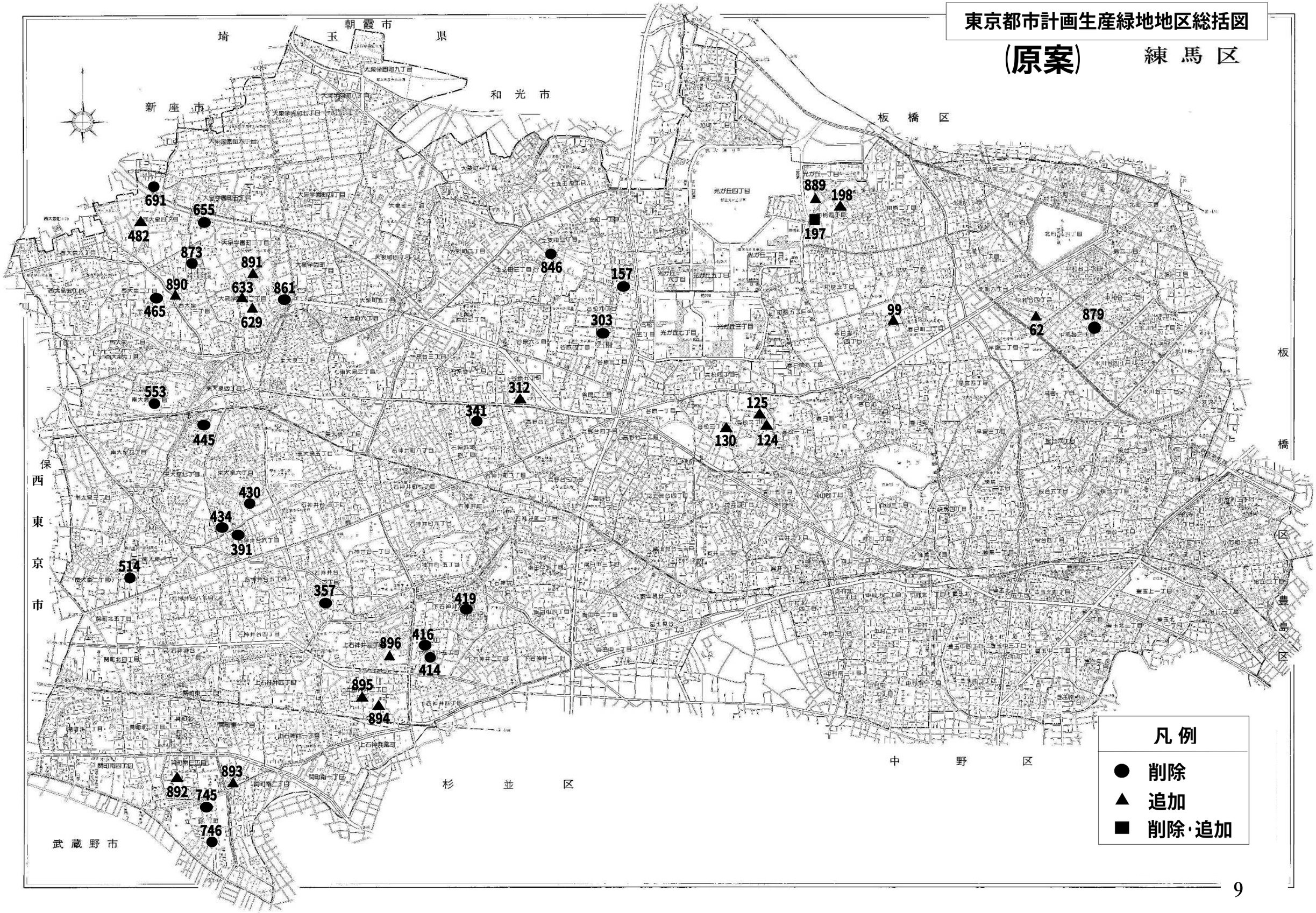

生産緑地地区計画図　変更箇所一覧表

地区番号	図面番号
62	1/18
99	2/18
124	3/18
125	3/18
130	3/18
157	4/18
197	5/18
198	5/18
303	6/18
312	7/18
341	7/18
357	8/18
391	9/18
414	10/18
416	10/18
419	10/18
430	9/18
434	9/18
445	11/18
465	12/18
482	13/18
514	14/18
553	11/18
629	15/18
633	15/18

地区番号	図面番号
655	13/18
691	13/18
745	16/18
746	16/18
846	4/18
861	15/18
873	15/18
879	1/18
889	5/18
890	12/18
891	15/18
892	17/18
893	17/18
894	18/18
895	18/18
896	10/18

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 1/18

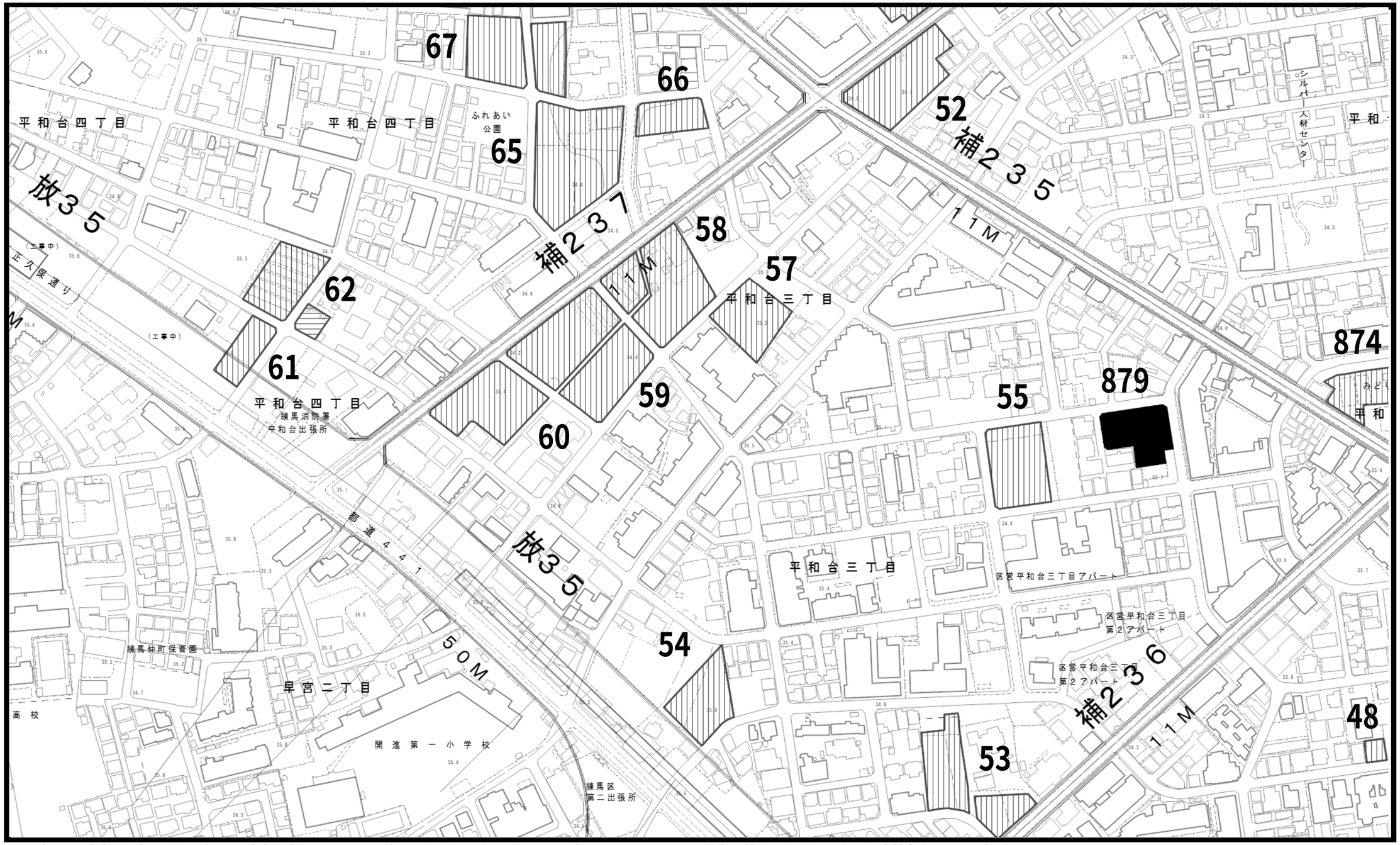

凡例

既指定区域（旧法）

既指定区域（新法）

今回削除のみを行う区域

今回追加のみを行う区域

0m　50m　100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

12

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 2/18

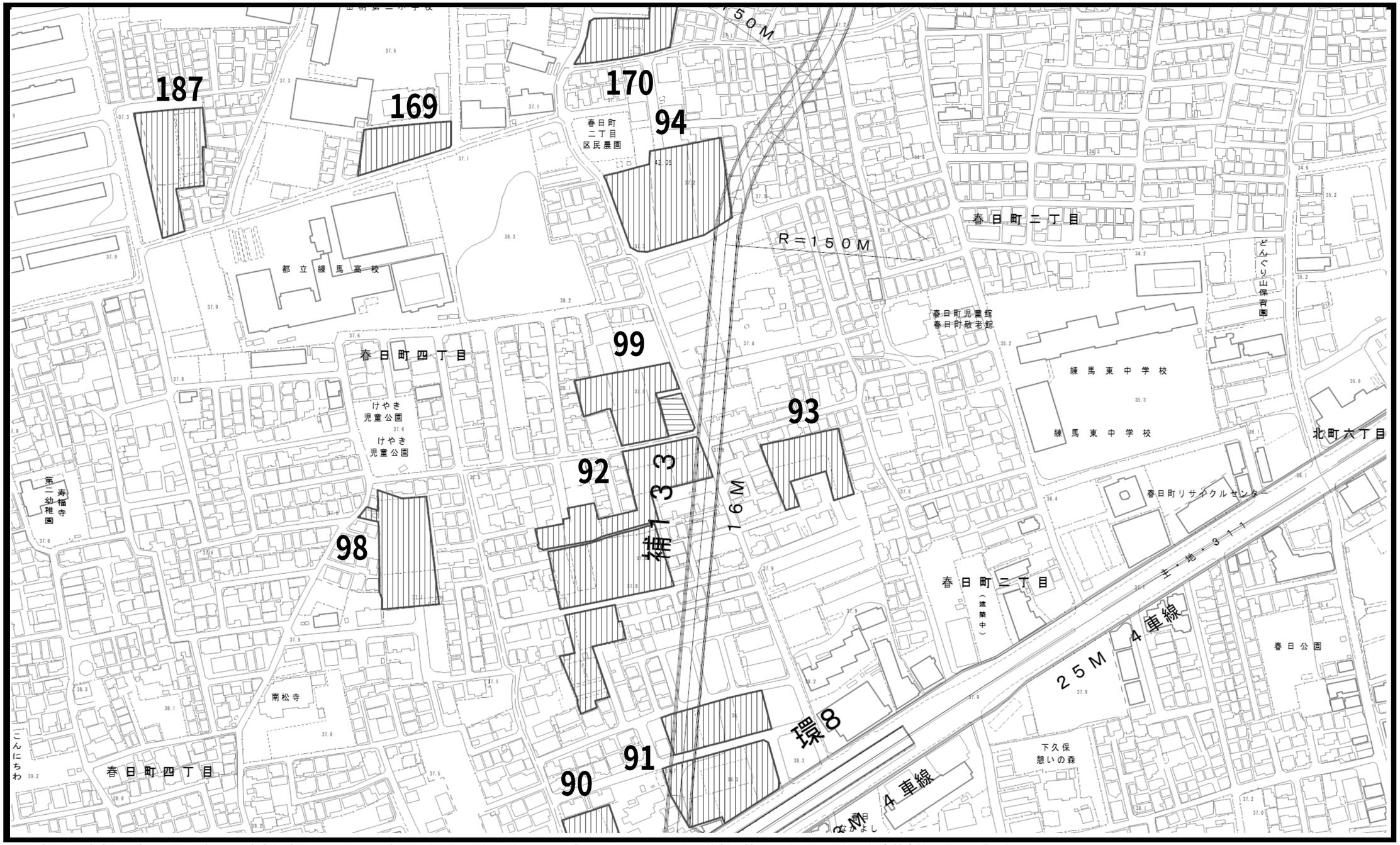

N

凡例

既指定区域（旧法）

既指定区域（新法）

今回削除のみを行う区域

今回追加のみを行う区域

0m　50m　100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 3/18

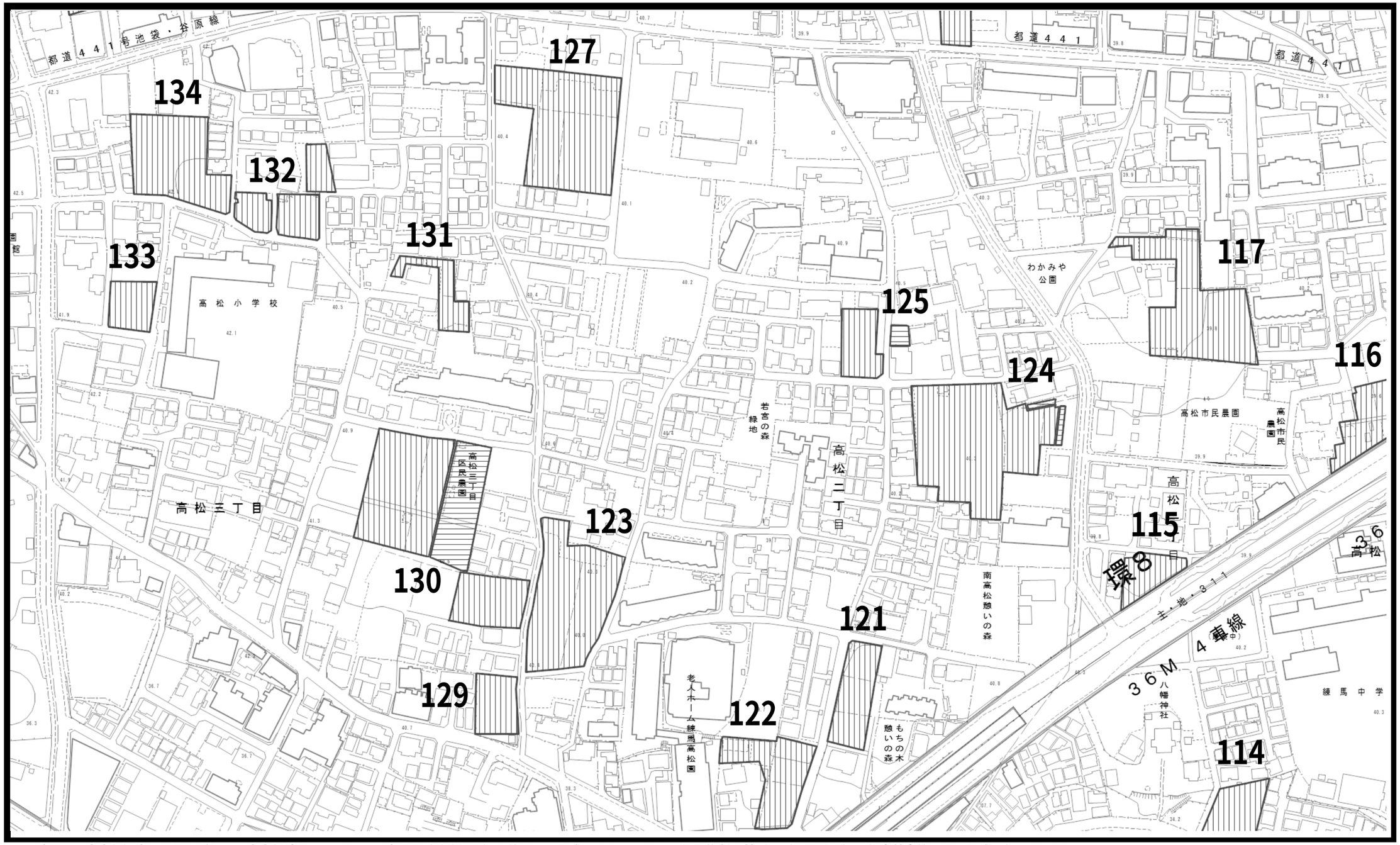

凡例

既指定区域（旧法）

既指定区域（新法）

今回削除のみを行う区域

今回追加のみを行う区域

0m 50m 100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 4/18

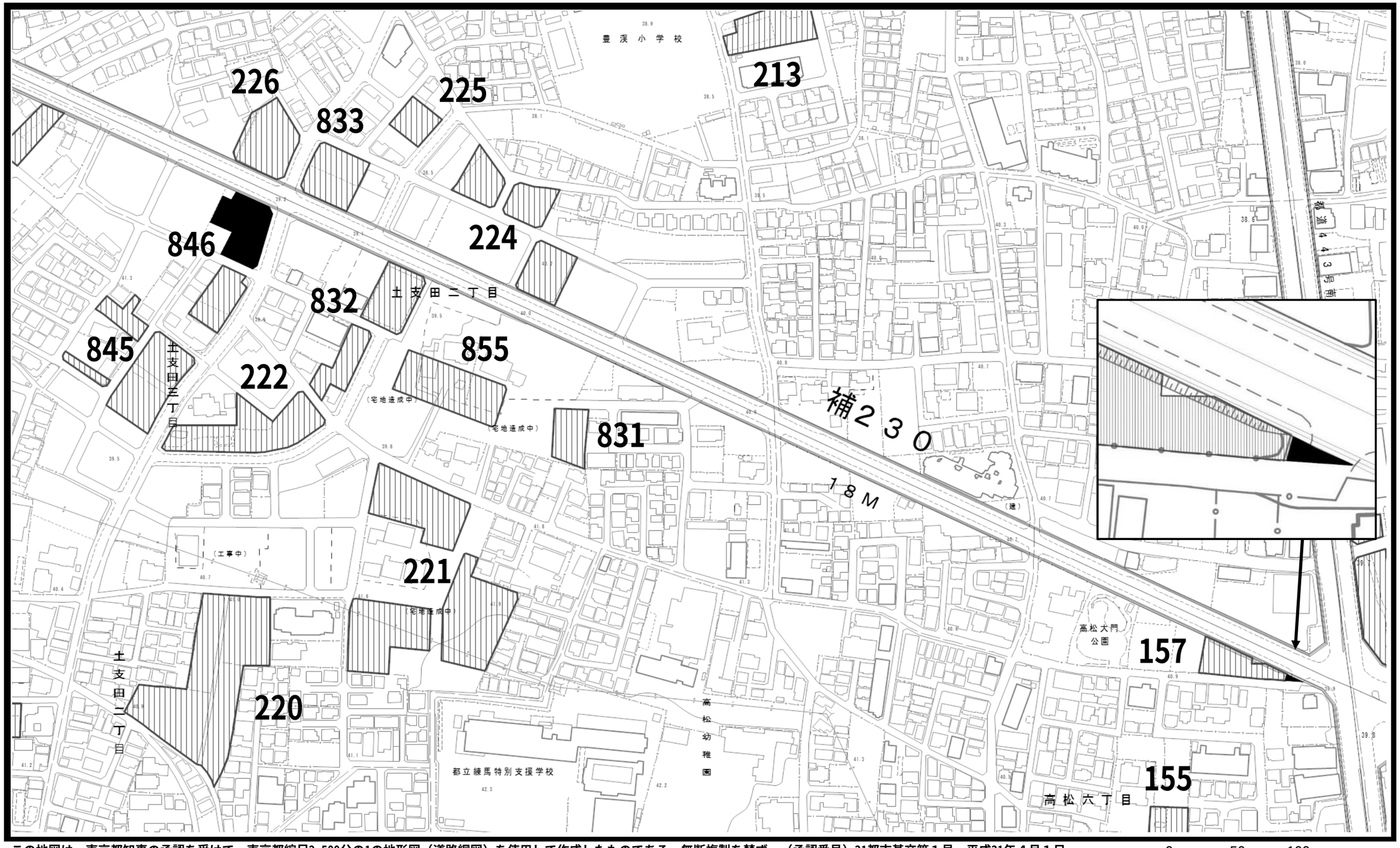

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 5/18

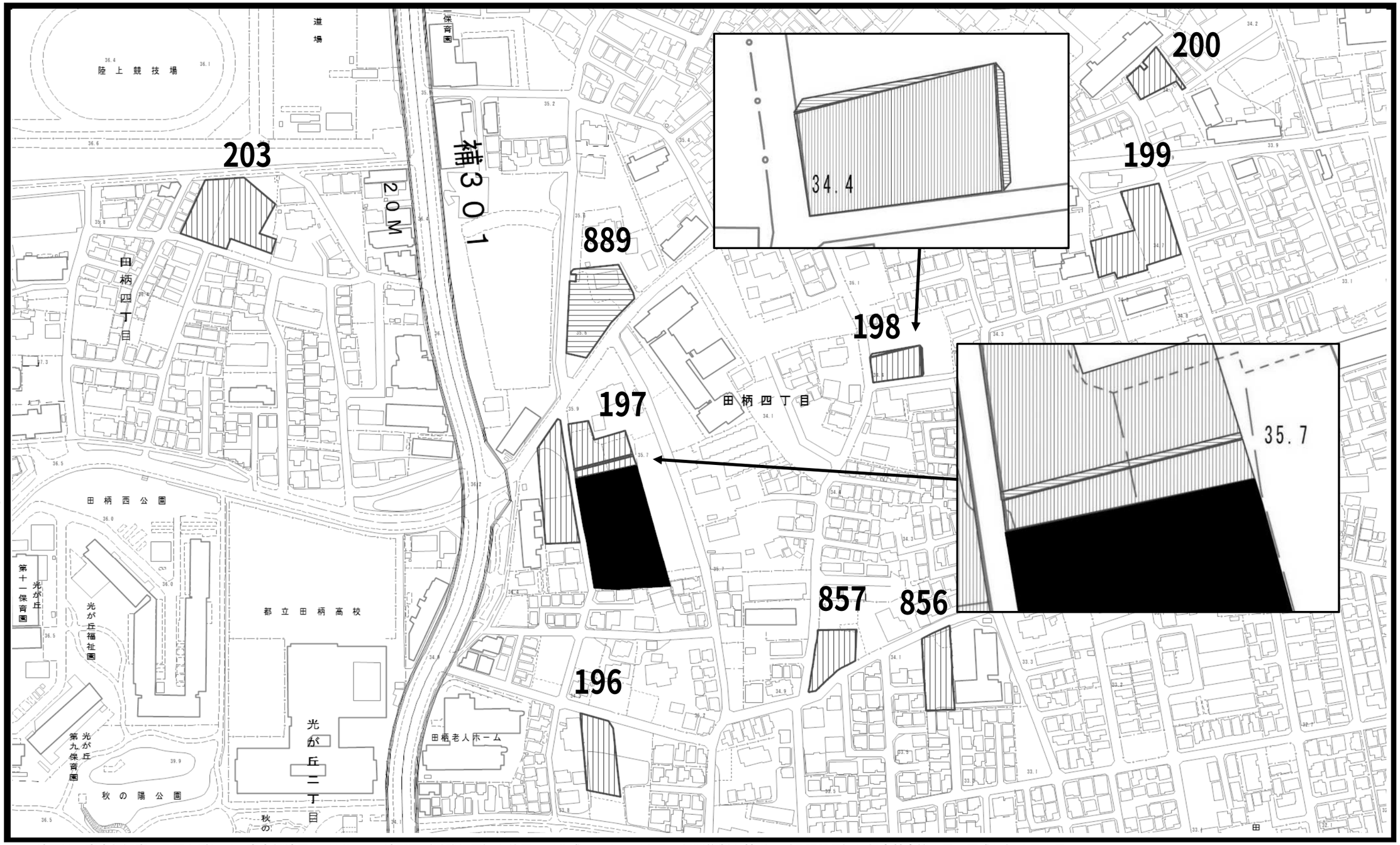

N

凡例

既指定区域
（旧法）

既指定区域
（新法）

今回削除のみ
を行う区域

今回追加のみ
を行う区域

0m　50m　100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 6/18

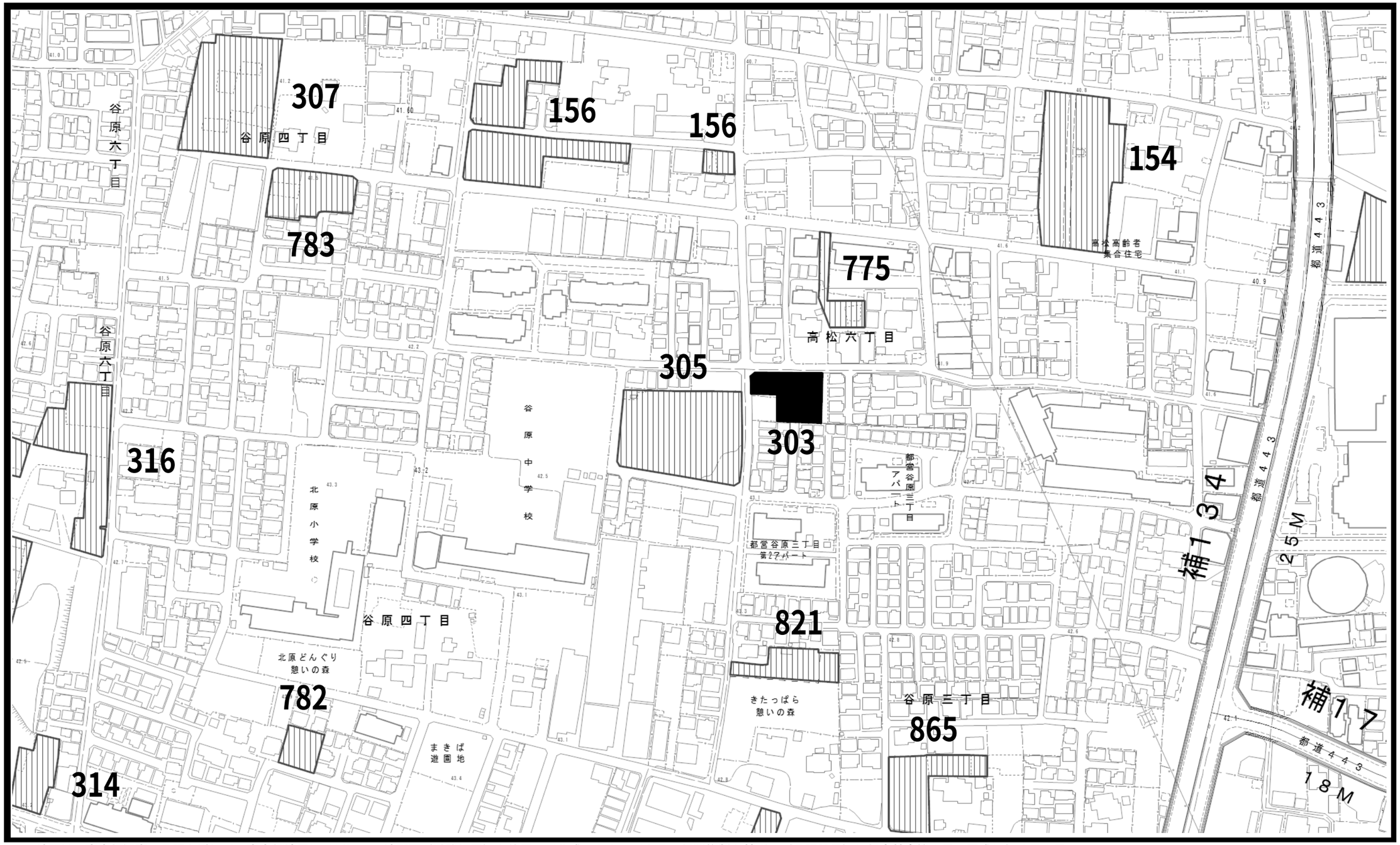

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 7/18

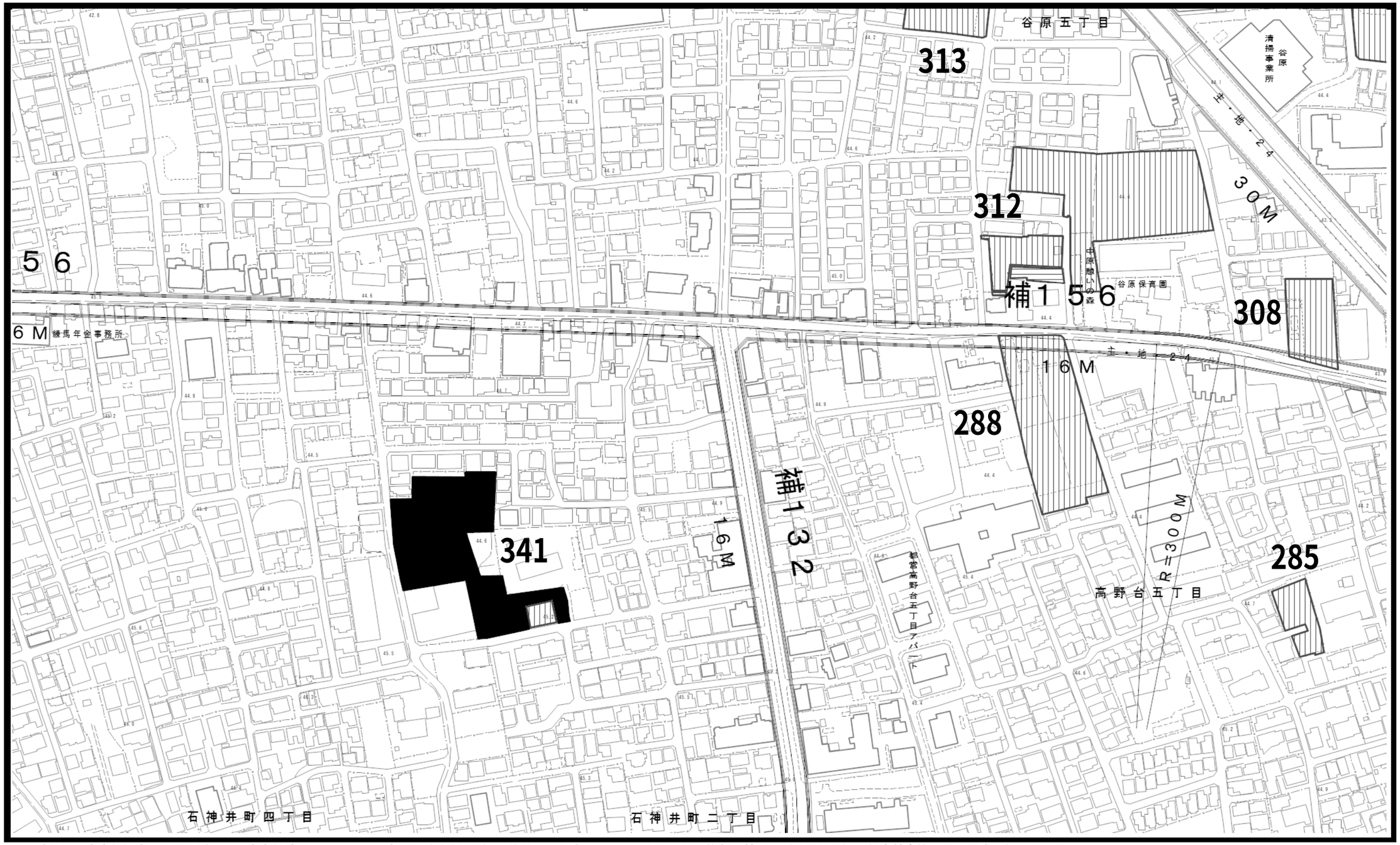

N

凡例

既指定区域
（旧法）

既指定区域
（新法）

今回削除のみ
を行う区域

今回追加のみ
を行う区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

0m　50m　100m

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 8/18

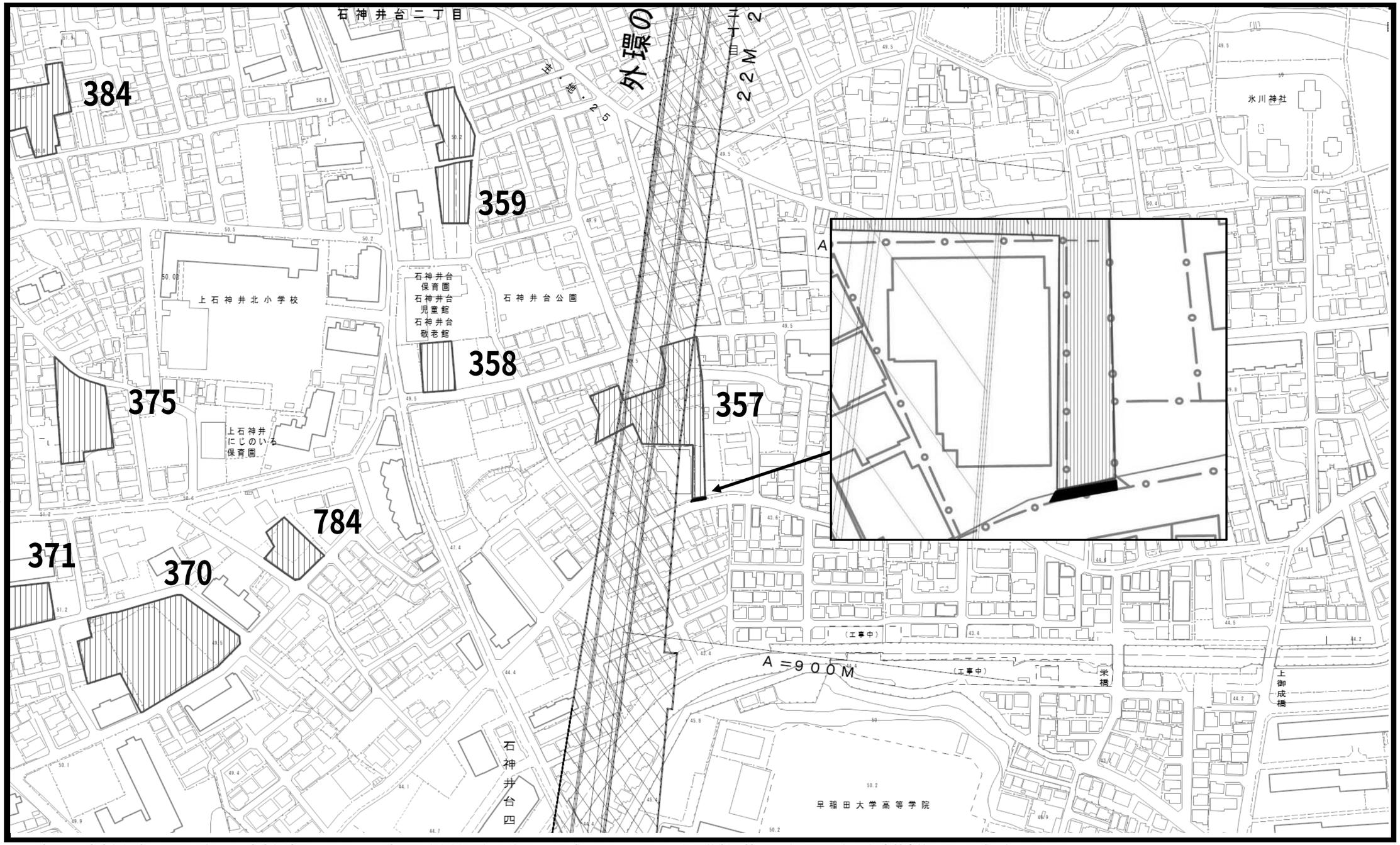

N

凡例

既指定区域
（旧法）

既指定区域
（新法）

今回削除のみ
を行う区域

今回追加のみ
を行う区域

0m　50m　100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 9/18

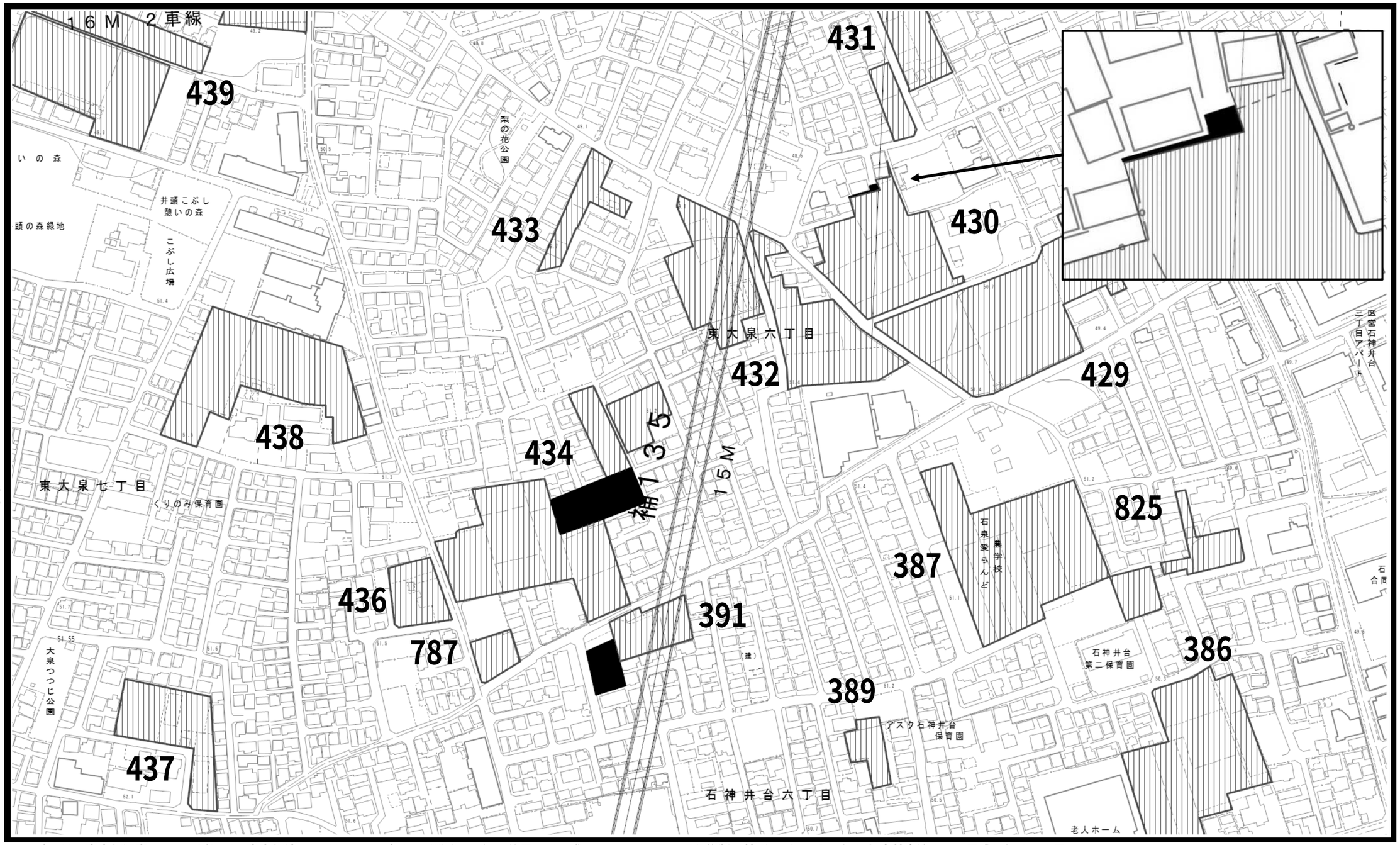

N

凡例

既指定区域（旧法）

既指定区域（新法）

今回削除のみを行う区域

今回追加のみを行う区域

0m 50m 100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 10/18

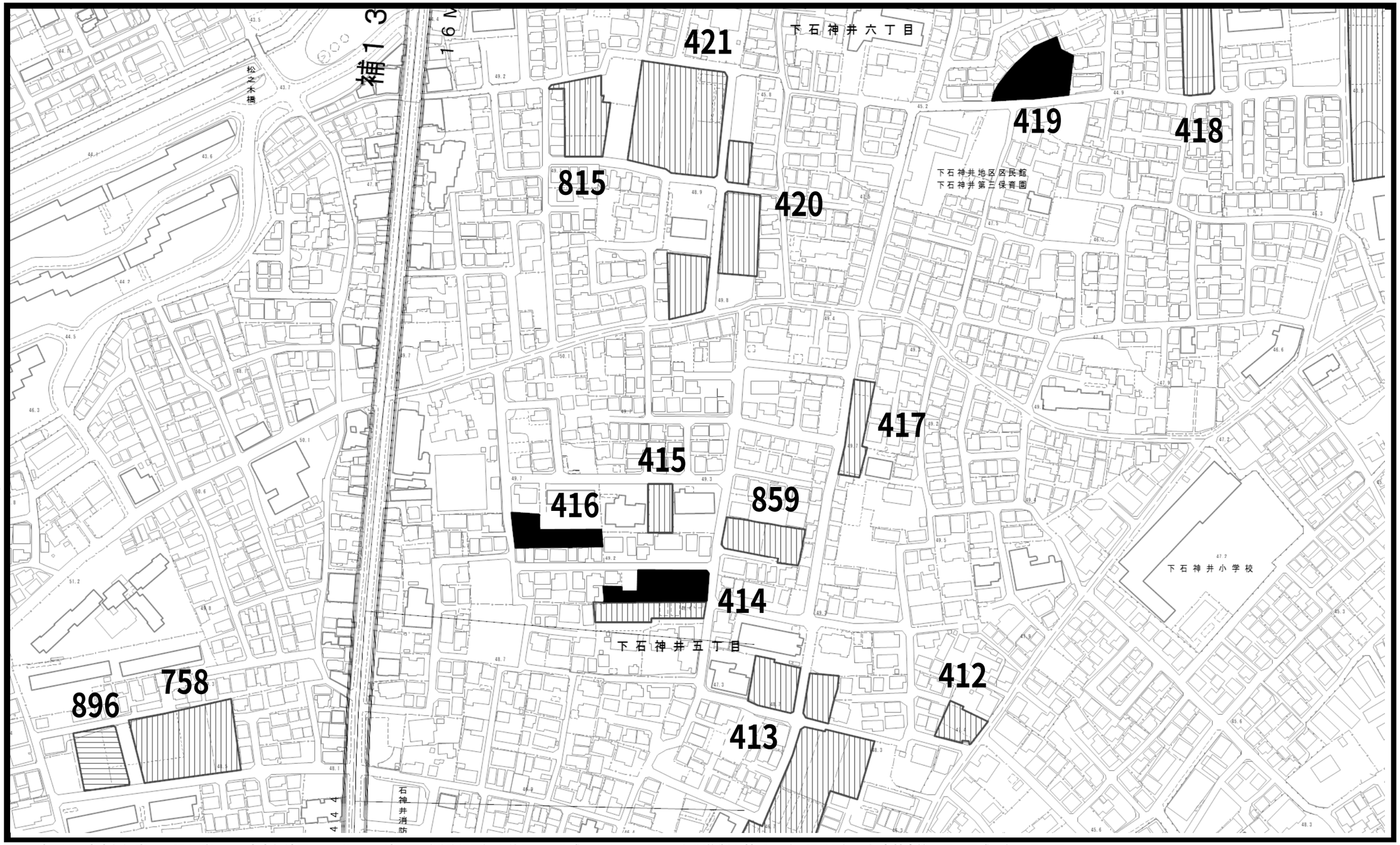

N

凡例

既指定区域
（旧法）

既指定区域
（新法）

今回削除のみ
を行う区域

今回追加のみ
を行う区域

0m　50m　100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 11/18

凡例

既指定区域
（旧法）

既指定区域
（新法）

今回削除のみ
を行う区域

今回追加のみ
を行う区域

0m　50m　100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 12/18

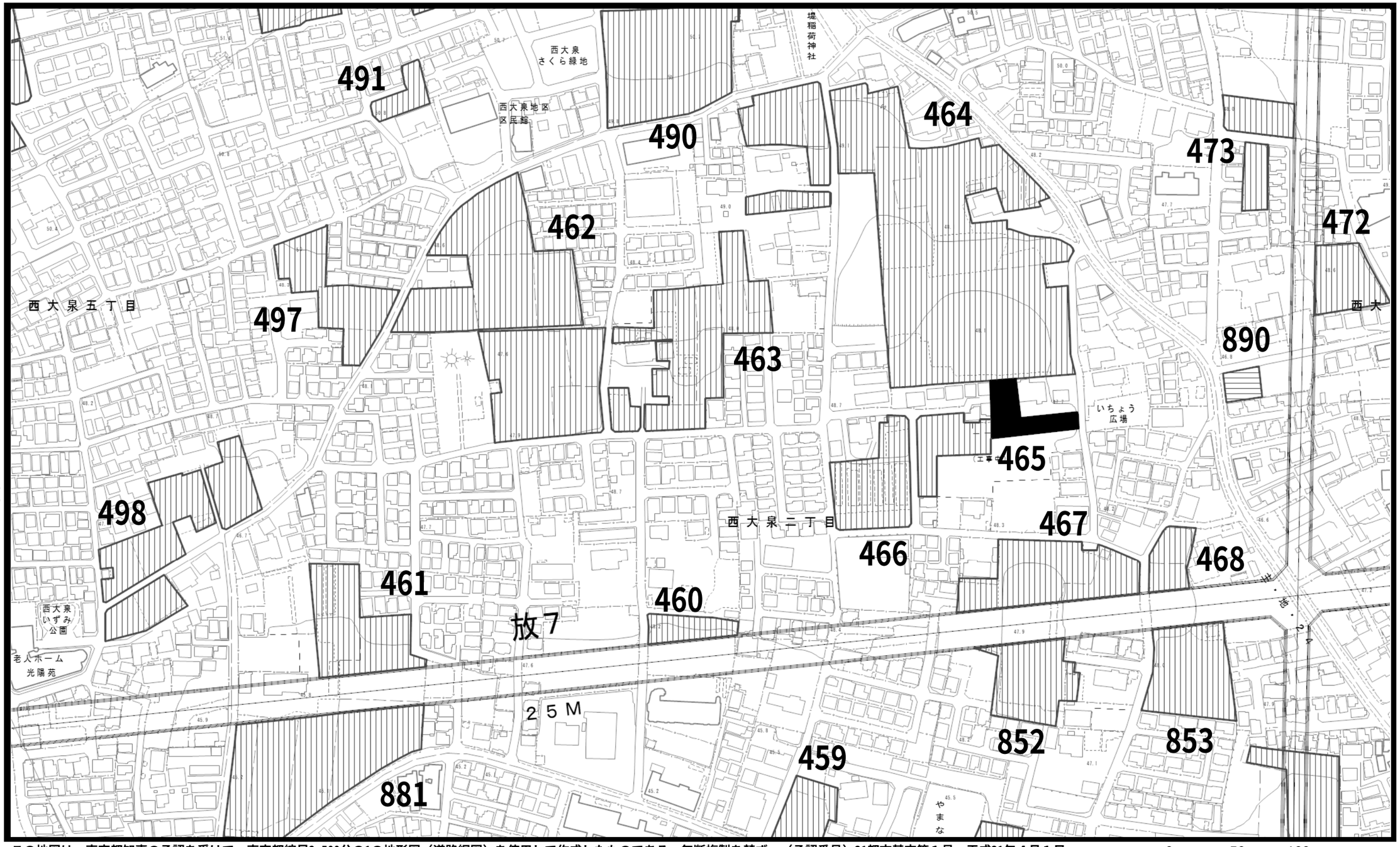

N

凡例

既指定区域
（旧法）

既指定区域
（新法）

今回削除のみ
を行う区域

今回追加のみ
を行う区域

0m　50m　100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 13/18

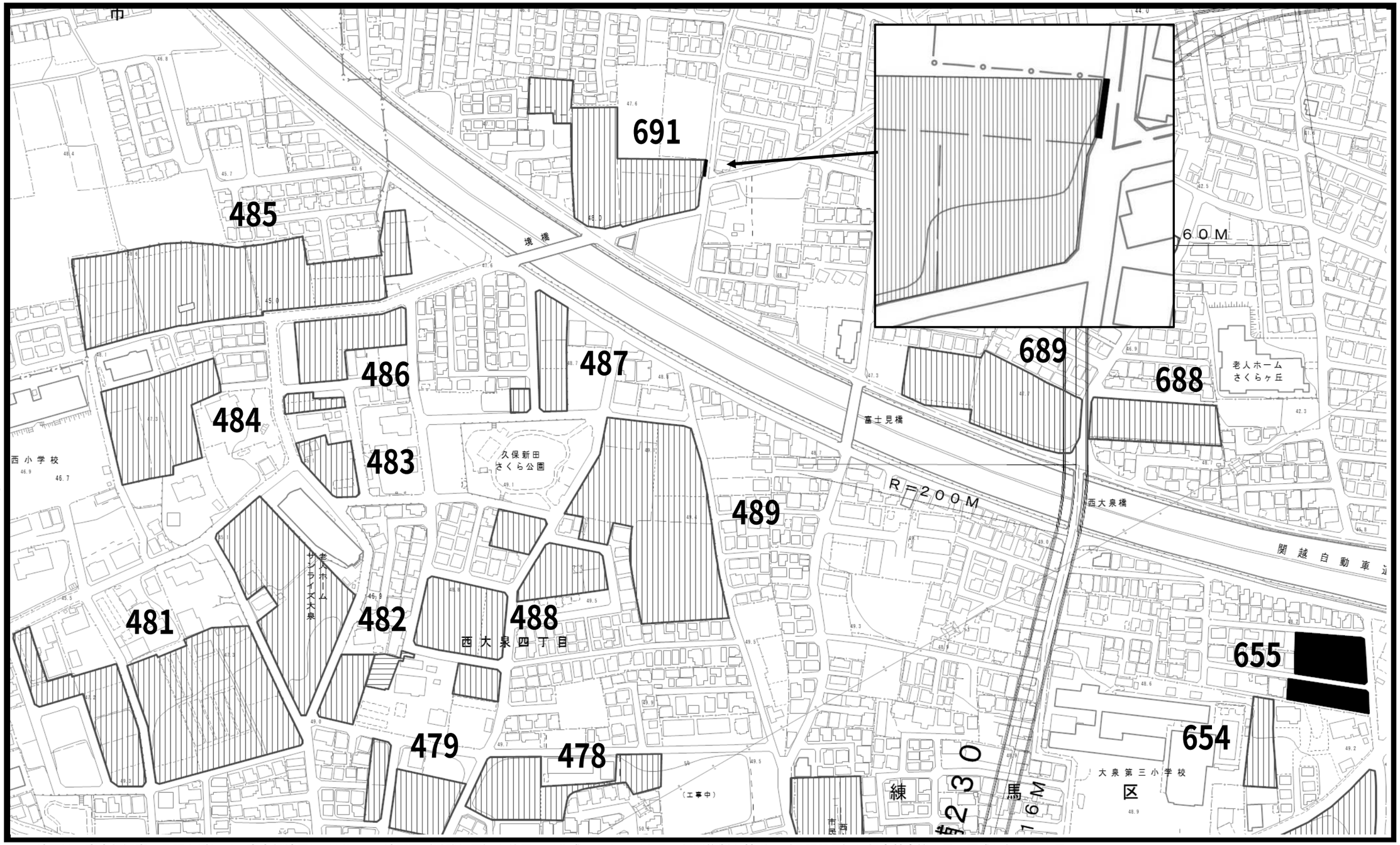

凡例

- 既指定区域（旧法）
- 既指定区域（新法）
- 今回削除のみを行う区域
- 今回追加のみを行う区域

0m 50m 100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 14/18

N

凡例

既指定区域（旧法）

既指定区域（新法）

今回削除のみを行う区域

今回追加のみを行う区域

0m　50m　100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 15/18

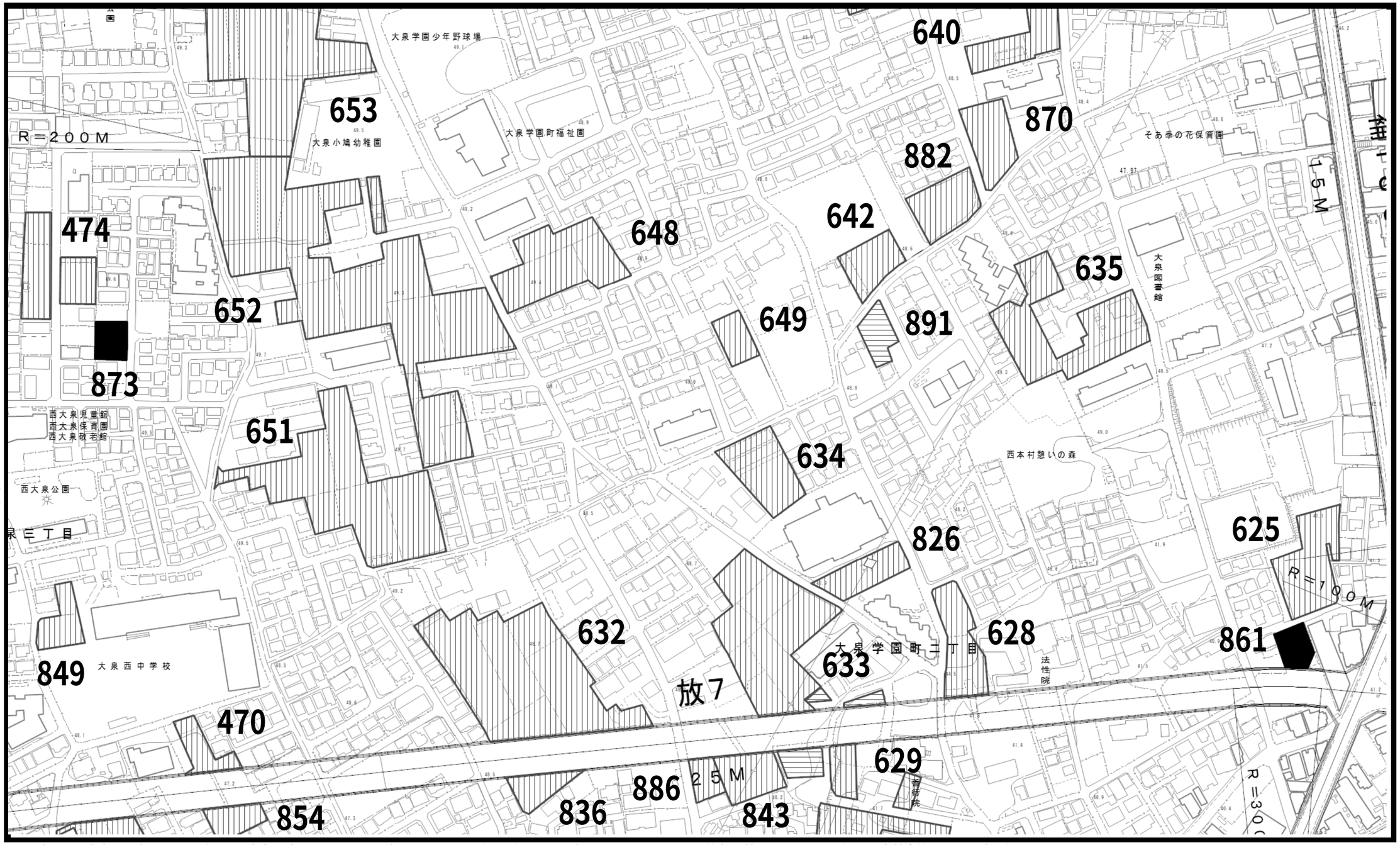

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 16/18

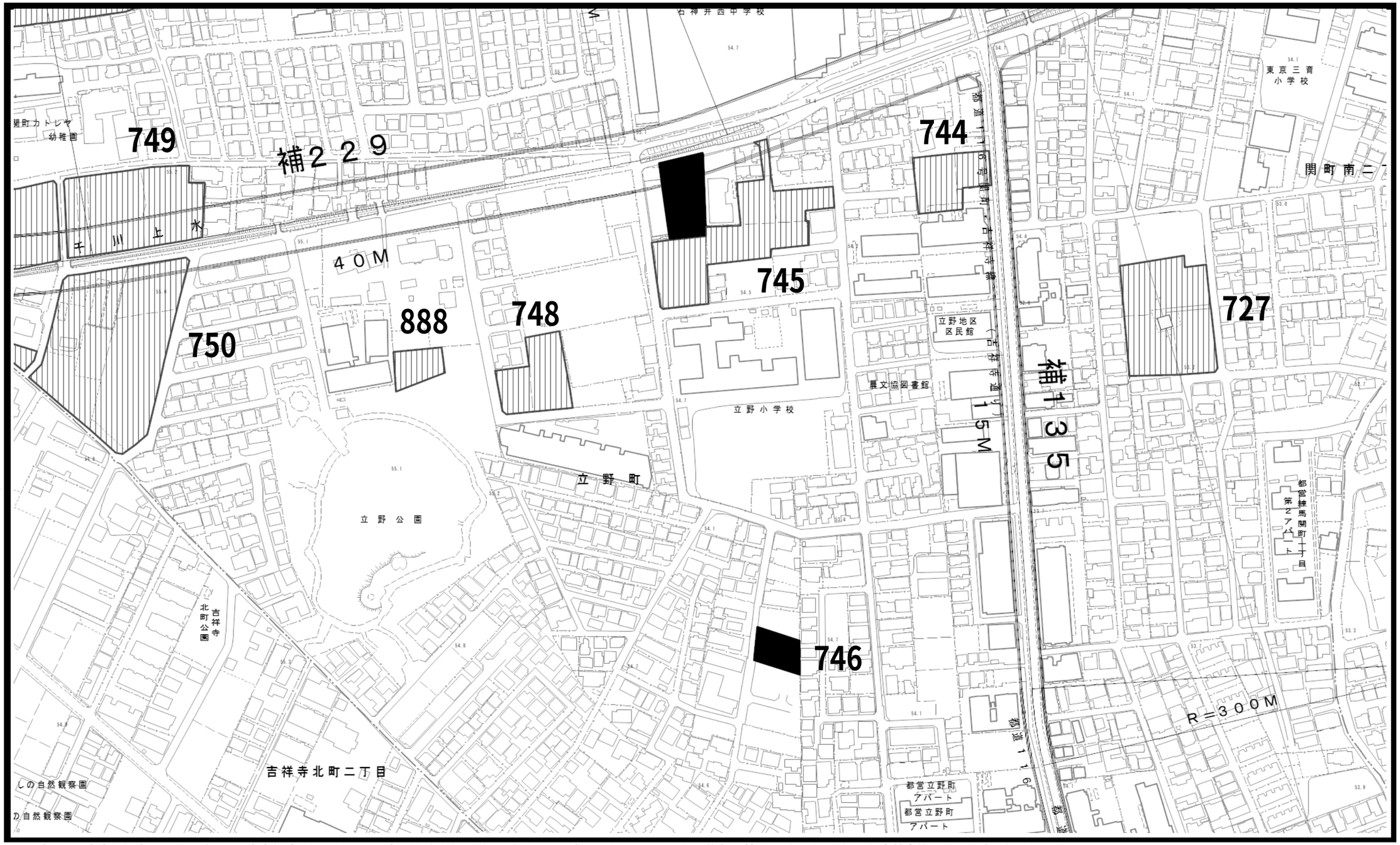

凡例

既指定区域（旧法）

既指定区域（新法）

今回削除のみを行う区域

今回追加のみを行う区域

0m　50m　100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 17/18

凡例

- 既指定区域（旧法）
- 既指定区域（新法）
- 今回削除のみを行う区域
- 今回追加のみを行う区域

0m　50m　100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 18/18

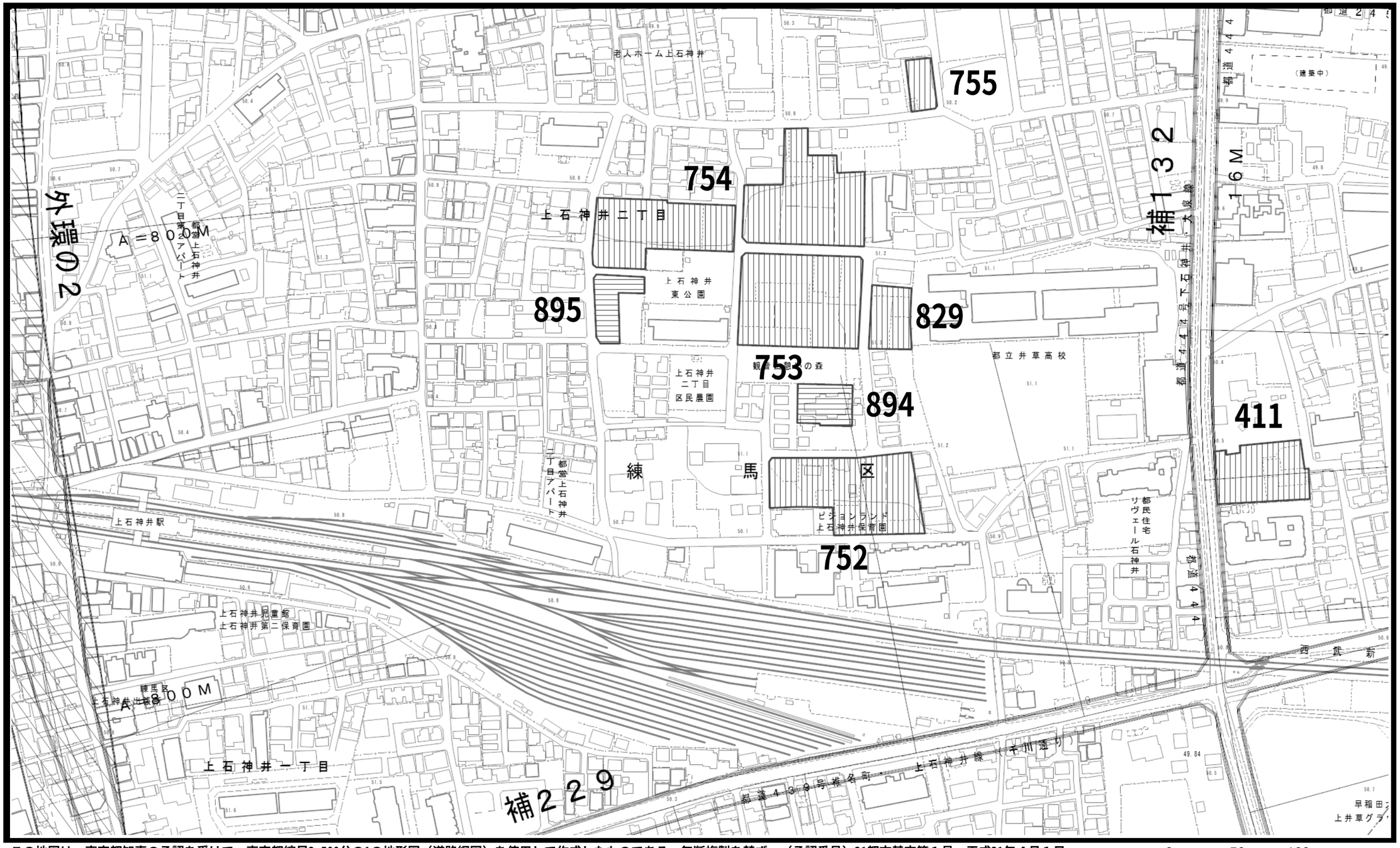

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）31都市基交第１号、平成31年４月１日
（承認番号）31都市基街都第22号、令和元年５月16日

29

報告事項１
参考資料①

生産緑地法等について

１　生産緑地法の経過

生産緑地法は、昭和49年６月１日に、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された。

三大都市圏の特定市の市街化区域内農地については、都市における良好な生活環境の確保を図るため、残り少ない農地を計画的に保全することが必要とされる一方で、より計画的な住宅宅地供給を促進するため、その積極的な活用が求められた。平成３年の法改正により、都市内の土地利用計画を定める都市計画によって、市街化区域内農地を「保全する農地」と「宅地化する農地」とに区分することとなった。練馬区では、この法改正を受け、平成４年に生産緑地地区の指定を積極的に行い、計画的な農地の保全に努めてきた。

（平成４年指定　合計　764箇所　242ha）

平成27年の都市農業振興基本法の制定により、都市農地の位置づけが宅地化すべきものから都市にあるべきものへと大きく転換されたことを踏まえ、平成29年に生産緑地法の一部が改正され、生産緑地地区の指定規模の下限面積や建築行為制限の緩和等が規定されるとともに、生産緑地の保全を確実なものとするため、近く指定から30年を経過する生産緑地について、所有者が区市町村に買取り申出をすることが可能となる時期を10年延長する特定生産緑地制度が創設された。

練馬区では、法改正等を踏まえ、都市における農地等の計画的な保全を図り、良好な都市環境の形成に資するため、下限面積を300㎡とする「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を同年10月16日に制定し、あわせて、一団のものの区域の規定等を設けた「練馬区生産緑地地区の指定に関する規則」を定めた。また、平成30年度から、令和４、５年に指定から30年を迎える生産緑地を対象に、特定生産緑地の指定手続を行っている。

２　生産緑地制度の概要

（１）指定要件

ア　現に農業等の用に供されている農地等である。
イ　良好な生活環境確保の機能を有し、かつ、公共施設等の用地として適している。
ウ　面積が一団で300㎡以上の農地等である。
エ　農業の継続が可能である。

（２）特徴

ア　生産緑地地区に指定されてから30年間、営農しなければならない。
　　ただし、農業に従事する者の死亡または故障の際は、区に買取りの申出ができる。
イ　生産緑地地区内では、住宅等の建築行為等ができない。
ウ　固定資産税および都市計画税の減免が受けられる。
エ　農業に従事する者の死亡により相続が発生し、引き続き生産緑地地区として営農する場合、相続税の納税猶予が受けられる。

3　生産緑地地区の指定・削除等に関する仕組み

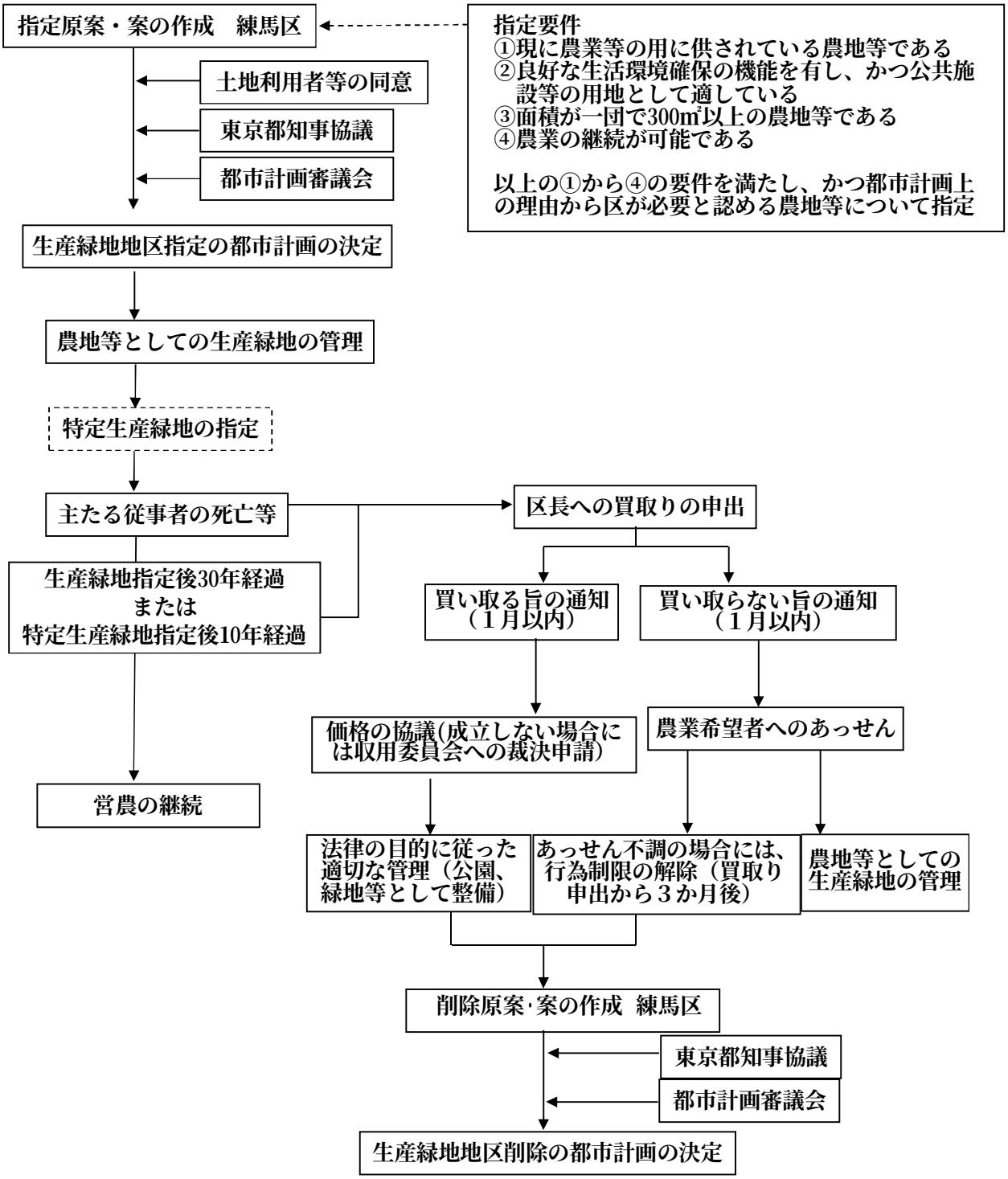

報告事項１
参考資料②
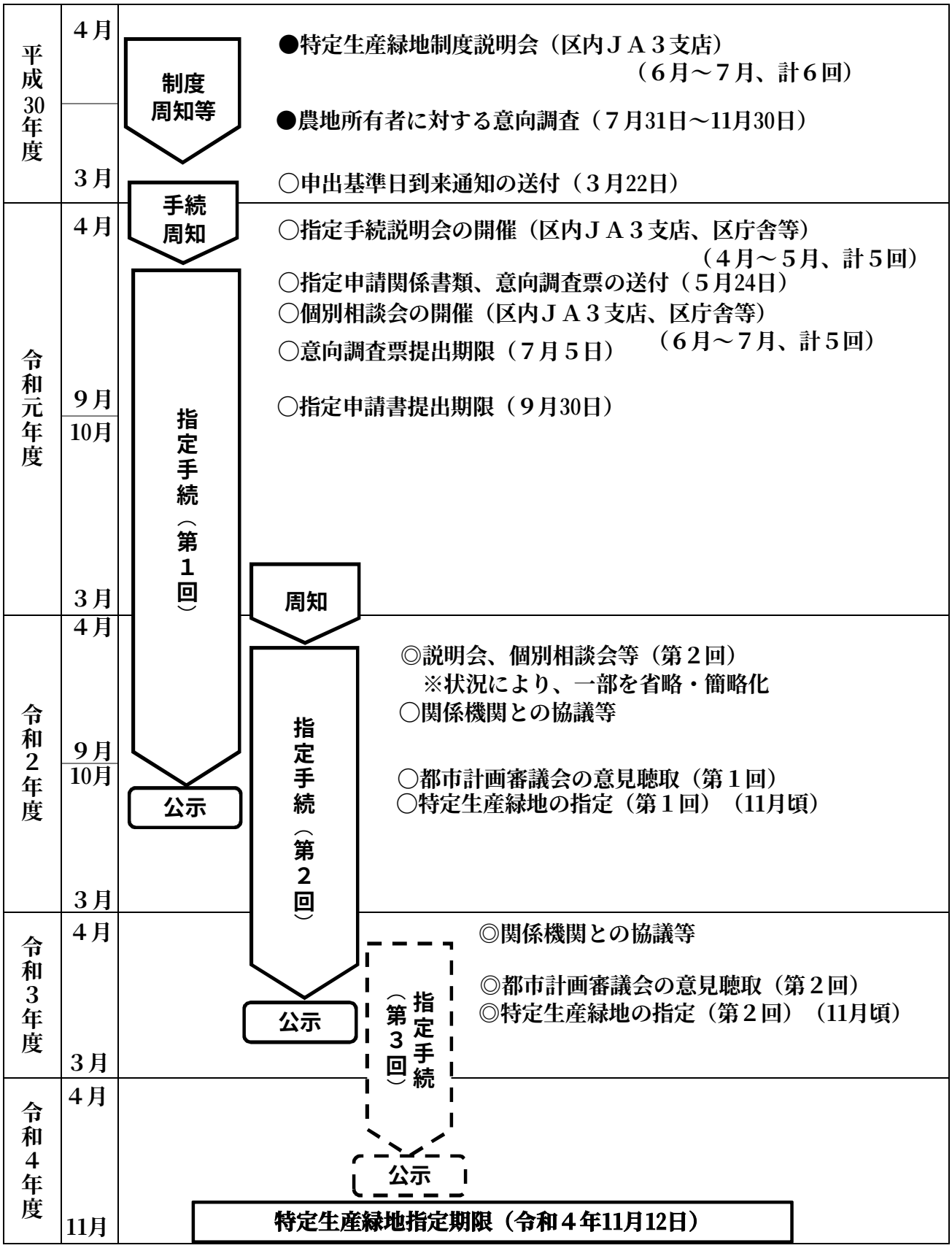
特定生産緑地の指定スケジュール